

10月は『里親』月間です。

※里親制度を推進するための集中的な広報啓発を実施するために、国は毎年10月を里親月間と位置づけました。

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたちが、日本には約4万2千人います。また、熊本には、約650人います。そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、さまざまなサポートを受けながら養育するのが「里親制度」です。

里親家庭は特別な家庭ではありません。共働き世帯、子育て中の世帯の里親登録も増えています。里親は自分の子どもとして迎え入れる特別養子縁組だけではありません。一定期間、預かっていただく養育里親もあります。その中で自分のライフスタイルに合った活躍の仕方があります。里親制度は、子どもの為の制度です。皆さんに正しく知っていただくこと、理解していただくことが一番大切なことです。里親制度を正しく知ることから始めませんか。



里親の種類	
養育里親	18歳までの子どもを一定の期間自分の家庭に受け入れて養育する里親です。養育期間は、数日から数年と様々です。子どもの実親の養育環境が整った場合には、実親の元に帰ります。
特別養子縁組里親	原則15歳未満の子どもを、特別養子縁組(法的親子関係の成立)を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまで、里親として養育します。
親族里親	実親が死亡や行方不明などで子どもを育てられなくなった場合、児童の扶養義務者及びその配偶者である親族が子どもを養育する里親です。ただし、親族による養育が適当と判断された場合に限りです。
専門里親	虐待により心身に有害な影響を受けた子どもや非行、障がいのある子ども等、専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親です。



 養育家庭支援センターきらきら
☎ 096-383-8100
メールからのお問合せはこちら➡
お一人様から団体様まで、説明に伺います。



阿蘇アート&クラフトフェア

日時:2025/10/11(土)~13(月)

-10:00~17:00(最終日は16:00まで)

場所:阿蘇フォークススクール